

生活保護費負担金等に関する
これまでの決議等

全国市長会

生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費

負担金に関する緊急意見

我々は、三位一体の改革の早期具体化を実現するため、国庫補助負担金の廃止・縮減とこれに見合う税源移譲について提言しているところであるが、生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担金については、格差なく国による統一的な措置が講じられることが必要であり、廃止・縮減すべき国庫負担金とはしていない。

今般、厚生労働省は、平成16年度予算における国庫補助率をいづれも4分の3から3分の2に引き下げ、約1,970億円を削減する方針を打ち出した。これら負担金改革案は、地方の自由度の拡大につながらないばかりか、国の責任の後退を意味するものであり、単なる地方への負担転嫁と言わざるを得ない。また、三位一体の改革の趣旨に沿わないものであると同時に、弱い立場にある住民の生活に大きな悪影響を及ぼすものであり、到底受け入れられない。

三位一体の改革の具体化に当たっては、地方の意見を十分聴き、これを尊重するよう強く要請する。

平成15年11月28日

全国知事会

全国市長会

生活保護費負担金の見直しに関する談話

生活保護費負担金の国庫負担割合の引き下げをめぐる議論が関係省で再開されたとの報道があるが、これまでも主張してきたとおり、国庫負担割合の引き下げは、単なる地方への負担転嫁と言わざるを得ず到底受け入れられない。仮に、国の負担割合の引き下げが強行されるようなことがあれば、我々としては事務を返上する考えである。

平成16年8月5日

全国知事会
会長 梶原 拓
全国市長会
会長 山出 保

生活保護費負担金等に係る国庫補助率の 引下げに反対する緊急決議

本会など地方六団体は、政府の要請を受けて「国庫補助負担金等に関する改革案」を取りまとめ、本年8月24日に小泉総理大臣に提出した。これに対し、厚生労働省は、地方六団体が廃止縮減の対象から除外している生活保護費、児童扶養手当及び国民健康保険に係る国庫負担金の補助率の引下げを検討しているが、これは国の責任の後退を意味するものであり、単なる地方への負担転嫁と言わざるを得ない。よって、下記事項について強く要請する。

記

1. 生活保護費及び児童扶養手当に係る国庫補助率の引下げについて
生活保護費及び児童扶養手当については、その事務が法定受託事務である上、国の責任において格差なく統一的な措置が講じられるべきものであり、国の負担を縮減すべきではない。両負担金の補助率引下げは、地方の自由度の拡大につながらず、三位一体改革の主旨に沿うものではなく、単なる地方への負担転嫁であることから、現行の国庫補助率の引下げは絶対に行わないこと。
2. 国民健康保険に係る国庫補助率の引下げについて
国保財政は、保険者の責に帰すことのできない構造的問題を抱え、破綻とも言うべき状況にあり、国は早急に抜本的な対策を講じる必要がある。国庫負担金の補助率引下げを行い、都道府県に新たな財

政負担を求めることは、何ら国保が抱える構造的問題の解決につながるものではない。国保制度の見直しは、医療保険制度改革の審議の中で、被用者保険の見直しと併せて抜本的に検討されるべきである。

将来にわたり国民皆保険体制を堅持することを国の方針とする以上、国は、国保制度において財政責任を負うべきであり、単なる地方への付回しである国庫補助率の引下げは絶対に行わないこと。

以上決議する。

平成 16 年 11 月 11 日

全 国 市 長 会

生活保護費及び児童扶養手当に関する重点要望事項について

○ 平成 16 年 6 月 6 日

- ・生活保護費負担金などの補助率の引下げや補助対象の縮減など、一方的な地方への負担転嫁はあってはならないこと。

【税源移譲を基軸とした三位一体改革の推進等に関する重点要望より抜粋】

- ・生活保護費及び児童扶養手当給付費については、国の責任を後退させることなく、現行の国庫負担率を維持すること。

【福祉施策等に関する重点要望より抜粋】

○ 平成 16 年 11 月 11 日

- ・生活保護費、児童扶養手当、国民健康保険に係る補助率の引下げは、三位一体の改革とは無関係の単なる地方への負担転嫁であり、絶対に行うべきでないこと。

【三位一体改革の確実な実現による都市税財源の充実確保に関する重点要望より抜粋】

- ・生活保護費及び児童扶養手当給付費については、三位一体改革の対象とはせず、現行の国庫負担率を堅持すること。

【福祉施策等に関する重点要望より抜粋】

生活保護費負担金の負担率引き下げに対する意見

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき国民に健康で文化的な最低限度の生活を全国一律に保障する重要な役割を担っており、社会保障の根幹をなす制度である。そもそも、このような国民生活の基盤を支える基礎的な行政サービスは、その財政責任のすべてを国が負い、経費の全額を負担すべきものである。

しかしながら、国においては、三位一体の改革の一環として生活保護費負担金の負担率引き下げを検討している。このような負担率の引き下げが、保護費の執行の適正化に寄与するものでないことは過去の事例からも明白なことから、単なる国の責任放棄であり、国の歳出削減を地方にしわ寄せするものと言わざるを得ない。

指定都市をはじめ地方は、これまでも職員の増員による相談体制の強化など、制度運用について最大限の努力を行ってきたところである。しかしながら、雇用状況の悪化や経済的に自立困難な高齢者世帯等の増加などにより、生活保護費の増加傾向は、年々著しくなっている。これは、制度運用上の問題ではなく、生活保護制度が制度創設後50年を経過し、制度疲労を起していることによるものである。

こうしたことから、生活保護行政の中核を担う指定都市としては、生活保護費の抑制を図るためには、負担率の引き下げを行うのではなく、被保護者の自立支援の強化をはじめ、各種扶助の見直しや実施機関の調査権限の拡大など、生活保護制度を時代に即したものに改善することを提案する。

指定都市市長会は、国の負担率の引き下げに、断固として反対し、仮に引き下げが強行されるようなことがあれば、事務の返上も辞さないことを表明する。

平成16年7月28日

指定都市市長会

会長 松原武久